



# 利用者情報の適切な取扱いの確保 海外における状況

---

2021年3月18日  
事務局

EUでは、オンラインサービス利用者の端末装置でのデータ処理に対する規制（クッキー規制）が行われている。2017年以來、EU 域内規制を統一するためePrivacy規則案がドラフトされていたが、2021年2月10日、欧州連合理事会（閣僚理事会）が、加盟国がePrivacy規則案に合意したことを発表。

2002年

**ePrivacy指令施行。**クッキー設定について、  
(1)情報提供、(2)拒否権（オプトアウト権）提供を義務づけ

2009年

**ePrivacy指令改正。**クッキー設定について、**同意取得を義務づけ。**  
同意有効要件は1995年旧EUデータ保護指令を引用：(1)任意、(2)対象特定、(3)情報提供

2018年

**GDPR施行、同意有効要件が厳格化された。**  
(1)任意、(2)対象特定、(3)情報提供、(4)曖昧ではない陳述、または明確で肯定的な意思表示。

オプトアウト、暗黙の同意、みなし同意が許されなくなった。

## ePrivacy指令の問題点

- ePrivacy 指令を施行する EU 加盟国の国内法による規制内容は、国ごとにばらつきがある。
- プライバシー侵襲の程度が低いタイプのクッキーを同意なく利用できる範囲を明らかにする必要。

ePrivacy規則制定への動き

欧州司法裁判所(CJEU)の裁判例により、同意有効要件、クッキー設定に複数主体が関与する場合の責任範囲等に関する判例法が確立されつつある。

## あらかじめチェックされたチェックボックスによる同意取得の有効性 (Planet49判決)

GDPR が規定する同意は、能動的な意思表示でなければならない。

あらかじめチェックが入れたチェックボックスを示し、利用者が同意を拒否するためにはこのチェックを外さなければならない状況では、有効な同意は取得し得ない。

## クッキーを設定する第三者の責任 (Fashion ID判決)

広告最適化の目的でサードパーティークッキーをウェブサイトを設置するなど、第三者による端末装置におけるデータの読み書きを許容するウェブサイト管理者は、クッキー設定元の第三者であるネット広告エージェンシー、ソーシャルメディア等とともに、GDPR 上の共同管理者の立場に立ち、端末識別子、閲覧・行動履歴など取得される個人データの利用目的について利用者に情報提供し、利用者から同意を取得する義務を負う。

2019年11月以来、閣僚理事会輪番議長国がePrivacy規則案のドラフトを提出。端末装置におけるデータ処理に関する適法根拠として、サービス提供に必須な場合 (必須クッキー) の他、何を含めるかが論点となった。

- ・ 広範
- ・ GDPR第6条1(f)の適法根拠を採用

利用者の権利・利益に優越するサービス提供者の「**正当な利益**」

利用者への情報提供、オプトアウト提供などの条件の下での、**セキュリティ維持**

限定的

## 閣僚理事会最終案 2021/2/10

- **クッキー規制**：端末装置におけるデータ処理は、以下の場合等に許される。
  - ・ 電子通信サービス提供のために**必要**な場合
  - ・ 利用者の**同意**がある場合
  - ・ 利用者が個別に求めるサービスの提供に**必須**の場合
  - ・ サービス提供者がもっぱら**オーディエンス測定**のために必要とする場合
  - ・ オンラインサービスの**セキュリティ維持等**のために必要な場合
  - ・ **セキュリティ**のためのソフトウェアアップデートに 必要な場合
  - ・ 緊急通報
  - ・ 他目的への**二次利用**は、以下の判断要素に照らして当該他目的が当初の処理目的と相容れるものである(**compatible**)場合のみ許される。
    - ✓ 当初の目的と当該他目的との関係
    - ✓ 当該他目的処理を行うに至った状況
    - ✓ 対象データがセンシティブなデータを含むものかどうかなど処理の性質
    - ✓ 当該多目的処理が利用者に及ぼす影響
    - ✓ 暗号化・仮名化などの安全措置の有無
- **クッキー利用の同意をサービスの提供条件**とするには、**当該事業者が、同意を提供条件としない同等のサービスを提供している（利用者から選択権を奪わない）** ことが必要。
- 利用者氏名等不詳でも、端末識別子による特定によりクッキー同意証明を認める。
- 毎年1回以上、**同意撤回権**があることを通知する義務
- **域外適用**：利用者がEU内に所在する場合、域外事業者にも適用。  
EU代理人の選任が必要となる。
- 規則違反に私的訴権、非営利団体による代理訴訟、非金銭的損害の賠償を認める。
- 電子通信データの違法利用について、€20M または世界売上 4% の行政制裁金

- 適法根拠に「正当な利益」は採用せず、限定列挙のみ
- 従来からの判例の蓄積などを取り込んだ内容
- オーディエンス測定、compatibleな場合の二次利用等、今後解釈の検討が必要な適法要件もある

閣僚理事会・欧州議会による正式な立法手続へ  
※今後、内容の修正もあり得る

- 2020年12月15日、欧州委員会はDigital Service Act (DSA) の法律案を公表。DSAは全ての仲介サービス提供者（プラットフォーム事業者等）に対して、違法コンテンツの流通に関する責任を規定するとともに、事業者の規模に応じたユーザ保護のための義務を規定。

## 1. 対象事業者

仲介サービス (ISP等)、ホスティングサービス、オンライン・プラットフォーム (オンラインマーケットプレイス、アプリストア、SNS等)、超大規模オンラインプラットフォームを提供する事業者

## 2. 仲介サービス提供者の違法コンテンツに対する責任【第二章】

- ・「単なる導管」、「キャッシング」、「ホスティング」の3類型に分けて違法コンテンツに対する免責条件を規定。
- ・一般的モニタリング義務は無いものの、司法及び行政当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への報告義務を規定

## 3. 透明で安全なオンライン環境のための義務【第三章】

### (1) 全ての仲介サービス提供者に対する義務【第1節】

コンテンツモデレーション措置を定めた利用規約の公開、透明性報告義務(※1)、連絡窓口・国内法定代理人の設置 等

※1 違法コンテンツの通知件数・削除件数、自発的なコンテンツモデレーションの内容、対応に関する苦情の件数等。事業者の規模に応じ、透明性義務の内容を追加

### (2) ホスティングサービス提供者の義務【第2節】

違法コンテンツの通知受付体制整備、違法コンテンツへの対応に関する理由の通知 等

### (3) オンライン・プラットフォームの義務【第3節】

違法コンテンツへの対応に関する苦情受付体制整備、裁判外紛争解決機関の利用、信頼された旗手、不正な通知・反論に対する対策、オンライン広告の透明性確保(※2) 等 ※2 広告であること、広告主及び広告表示決定に用いられた主なパラメータ等を表示

### (4) 超大規模オンライン・プラットフォームの義務【第4節・第5節】

サービスのリスク評価実施・リスク軽減措置の実施、外部監査の実施・公表、レコメンダー・システム、オンライン広告の透明性の追加(※3)、規制当局及び研究者のデータアクセス、コンプライアンス・オフィサー設置、行動規範、危機対応 等

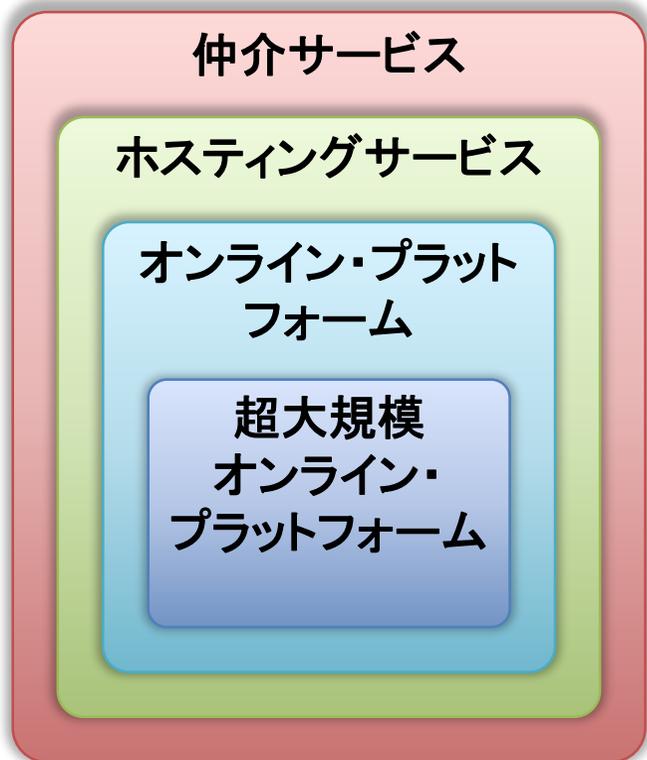
※3 広告表示から1年後まで、広告内容・広告主・広告表示期間・使用された主なパラメータ・受領者総数に係るデータベースを編纂・APIを介して一般に利用可能とする。

## 4. モニタリング及びエンフォースメント

- ・各加盟国はDSAの執行責任者であり調査権限等を持つデジタルサービス調整官を設置。
- ・欧州委員会は超大規模オンライン・プラットフォームをモニタリング。義務違反の場合、前年度の総売上高の最大6%の罰金等を科すことが可能。

- DSAの対象は、情報社会サービスのうちの「仲介サービス」「ホスティングサービス」「オンライン・プラットフォーム」「超大規模オンライン・プラットフォーム」であり、第2条(f) (h)、第16条、第25条にて規定されている。

## 情報社会サービス



### 仲介サービス 【第2条(f)】

ネットワークインフラを提供する仲介サービス。ISP、ドメイン名レジストラの他、以下のホスティングサービスも含む。

※ 第Ⅱ章では、「単なる導管」、「キャッシング」、ホスティングに分類してそれぞれの免責条件を規定。

### ホスティングサービス 【第2条(f)】

クラウドやウェブホスティングなどのホスティングサービスの他、以下のオンライン・プラットフォームを含む。

### オンライン・プラットフォーム 【第2条(h): 第16条※】

オンライン・マーケットプレイス、アプリストア、コラボレーション・エコノミー・プラットフォーム、ソーシャルメディア・プラットフォームなど、売り手と消費者を結びつけるオンライン・プラットフォーム。

※規制対象から除外する小規模オンラインプラットフォームを規定

### 超大規模オンライン・プラットフォーム 【第25条】

非常に大規模なオンライン・プラットフォームは、違法コンテンツの流布や社会的危害において特にリスクがある。欧州の4億5000万人の消費者のうち10%以上の消費者にリーチするプラットフォームについては、特定のルールが想定されている。

- それぞれの対象ごとに規定されている義務は以下のとおり。

		仲介サービス	ホスティングサービス	オンライン・プラットフォーム	超大規模プラットフォーム
命令を受けて国の機関と連携	第8条・第9条	●	●	●	●
連絡先、必要な場合には法定代理人	第10条・第11条	●	●	●	●
基本権を考慮した利用規約の要件	第12条	●	●	●	●
透明性の報告	第13条	●	●	● (第23条も追加)	● (第23条及び第33条も追加)
利用者への通知・行動と情報提供義務	第14条・第15条		●	●	●
苦情・救済の仕組みと裁判外紛争解決	第17条・第18条			●	●
信頼された旗手	第19条			●	●
不正な通知・反論に対する対策	第20条			●	●
犯罪行為の通報	第21条			●	●
サードパーティサプライヤーの信用証明書の審査(KYBC)	第22条			●	●
オンライン広告のユーザ視点の透明性	第24条			●	●
リスク管理義務とコンプライアンス・オフィサー	第26条・第27条・第32条				●
外部リスク監査と公的説明責任	第28条				●
レコメンドシステムの透明性と情報へのアクセスのためのユーザの選択	第29条・第30条				●
当局・研究者とのデータ共有	第31条				●
行動規範	第35条・第36条				●
危機対応への協力	第37条				●

- 詳細な条文構成は以下のとおり。

## 第Ⅰ章 総則

- 第1条 主題と範囲
- 第2条 定義

## 第Ⅱ章 仲介サービス提供者の責任

- 第3条 「導管」
- 第4条 「キャッシング」
- 第5条 ホスティング
- 第6条 自主調査と法令遵守
- 第7条 一般的なモニタリング及び積極的な事実調査の義務なし
- 第8条 違法コンテンツに対する措置命令
- 第9条 情報提供の命令

## 第Ⅲ章 透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務

### 第1節 すべての仲介サービス提供者に適用される規定

- 第10条 連絡先
- 第11条 法定代理人
- 第12条 利用規約
- 第13条 仲介サービス提供者に対する透明性報告義務

### 第2節 オンライン・プラットフォームを含むホストサービスの提供者に適用される追加規定

- 第14条 通知と行動の仕組み
- 第15条 理由の記載

### 第3節 オンライン・プラットフォームに適用される追加規定

- 第16条 零細企業及び中小企業の排除
- 第17条 内部通報制度
- 第18条 法廷外紛争解決
- 第19条 信頼された旗手
- 第20条 不正使用に対する措置及び保護
- 第21条 犯罪行為の疑いの届出
- 第22条 トレーダーのトレーサビリティ
- 第23条 オンラインプラットフォームの提供者に対する透明性報告義務
- 第24条 オンライン広告の透明性

## 第Ⅲ章 透明で安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務

### 第4節 システムリスクを管理するための超大規模オンライン・プラットフォームの追加義務

- 第25条 超大規模オンライン・プラットフォーム
- 第26条 リスク評価
- 第27条 リスクの軽減
- 第28条 独立監査
- 第29条 レコメンダー・システム
- 第30条 オンライン広告の透明性の追加
- 第31条 データへのアクセスと精査
- 第32条 コンプライアンス・オフィサー
- 第33条 超大規模オンライン・プラットフォームの透明性報告義務

### 第5節 デューデリジェンス義務に関するその他の規定

- 第34条 標準
- 第35条 行動規範
- 第36条 オンライン広告の行動規範
- 第37条 危機の Protokol

<b>第IV章 実施、協力、制裁及び執行</b>
<b>第1節 主務官庁及び各国デジタルサービス調整官</b>
第38条 主務官庁及びデジタルサービス調整官
第39条 デジタルサービス調整官の要件
第40条 管轄
第41条 デジタルサービス調整官の権限
第42条 罰則
第43条 苦情を申し立てる権利
第44条 活動報告
第45条 デジタルサービス調整官の国境を越えた連携
第46条 共同調査及び欧州委員会の介入要請
<b>第2節 欧州デジタルサービス会議</b>
第47条 欧州デジタルサービス会議
第48条 会議の構成
第49条 会議の任務
<b>第3節 超大規模オンライン・プラットフォームに関する監視、調査、遵守及びモニタリング</b>
第50条 超大規模オンラインプラットフォームの監督強化
第51条 委員会の介入及び手続開始
第52条 情報の要求
第53条 聴取り・陳述を行う権限
第54条 立入検査の権限
第55条 暫定措置
第56条 約束
第57条 モニタリング行為
(右上につづく)

<b>第IV章 実施、協力、制裁及び執行</b>
<b>第3節 超大規模オンライン・プラットフォームに関する監視、調査、遵守及びモニタリング</b>
(左下からのつづき)
第58条 不遵守
第59条 罰金
第60条 定期的な違約金の支払い
第61条 刑罰の制限期間
第62条 刑罰の執行の制限期間
第63条 聴取及びファイルにアクセスする権利
第64条 決定の公表
第65条 アクセス制限の請求と国内裁判所との連携
第66条 欧州委員会の介入に関する実施法
<b>第4節 遵守に関する共通規定</b>
第67条 情報共有システム
第68条 代理
<b>第5節 委任された行為</b>
第69条 委任の行使
第70条 委員会
<b>第V章 最終条項</b>
第71条 指令2000/31/ECの特定の規定の削除
第72条 消費者の集団的利益の保護のための代表者行動に関する指令2020/XX/ECの改正
第73条 評価
第74条 効力の発生及び適用